

栗毛単身用宿舎外壁洗浄業務委託契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、栗毛単身用宿舎外壁洗浄業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、栗毛単身用宿舎外壁洗浄業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、この契約の締結日から令和4年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 ， ， 円（消費税及び地方消費税 金 ， 円を含む）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇、〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（第4条 契約保証金は、免除する。）

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を別紙仕様書及び甲の指示により行うものとする。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（実施報告）

第9条 乙は、委託業務を実施したときは、速やかに甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、不備又は疑義を認めた場合は、乙に必要な指示をすることができる。

3 乙は、前項の規定による指示があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従い、これを補正しなければならない。

4 前項の規定により補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求書及び支払）

第10条 乙は、甲が委託業務の履行を確認したときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は前項の委託料請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に、乙に対し委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（損害賠償）

第11条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託事業の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第6章の定めるところによるものとし、この契約の定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持するものとする。

令和4年 月 日

甲 宮崎県
西臼杵支庁長 岩切 喜郎

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。
2 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるときは、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りではない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複製又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りではない。

(資料の返還等)

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。